

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成28年11月22日

議席番号 20番

東村山市議会議長 様

質問者 伊藤真一

記

番号	質問の項目と要旨
I	<p>東久留米市を参考に、国民健康保険事業財政の健全化を展望する。</p> <p>当市国保会計は2年連続の赤字決算となりました。被保険者数の減少、保険給付費の増大、行革における法定外繰入の制約等、その財政健全化は自治体単独で取り組むには限界に達しているといえます。</p> <p>一方、隣接する東久留米市は平成15年8月の財政危機宣言から、応能応益割合の変更、国保税収納率の向上などに取組み、昨年度は実質収支350百万円、基金残高170百万円の黒字決算を行いました。それに加え法定外の繰入金は480百万円に留まり、東村山市の1216百万円とは桁違いの状況です。</p> <p>このまま平成30年度に広域化されても、当市国保財政の赤字体質は健全化するものではなくお隣の東久留米市の努力に習うべきところ多しと考え、質問いたします。</p>
	<p>1. 歳入面からの比較、分析</p> <p>(1) 国保税率の体系、東久留米市との比較</p> <p>歳入確保と低所得者負担軽減の観点からこの意味するところについて見解を伺う</p> <p style="text-align: right;">※()内は東久留米市の現行料率との差</p> <p>① 医療分 所得割 (0.24%高) 均等割 (2,200円低) 平等割 (7,600円高)</p> <p>② 後期分 所得割 (0.31%低) 均等割 (800円低) 平等割無し (東久留米1,800円)</p> <p>③ 後期分均等割が、子育て世帯に重い負担となる合理性について見解を伺う。</p> <p>(2) 徴収率、東久留米市との比較</p> <p>① 平成10、15、20、25、27年度における徴収率(現年+滞納繰越)について、両市の26市平均との乖離幅と、それについての所感を伺う。</p> <p>② 当市の平成22、23年当時の乖離幅は極めて大きく看過できないものであった。当市のその後の徴税努力と成果について見解を伺う。</p> <p>(3) 保険税負担、東久留米市との比較</p> <p>平成28年度予算における調定額を最新の被保険者数で除した、1人あたりの保険税平均値について、東久留米市との比較で伺う。</p>

議席番号 20番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
	(4) 都交付金・補助金
	① 応能応益割合を50:50としたことの意義と、その後の効果について
	② 導入は平成21年度であるが、都のインセンティブの推移と現状について伺う。
	③ 多摩26市の導入状況と、当市が導入しなかった場合、財政はどうなっていたか。
	(5) その他一般会計繰入金
	東久留米市との比較で、被保険者以外の市民の国保会計への負担状況はどうなっているか。当市と東久留米市の以下の数値を平成15、20、25、27年度について伺う。
	① その他一般会計繰入金を人口で除した、被保険者以外の市民も含む市民一人当たりの赤字負担。
	② 実質収支 + 期末基金残高 - その他一般会計繰入金 - 繰越金 より算出される決算時点における単年度の正味の収支。
	③ 平成27年度決算における、当市、東久留米市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市の法定外繰入金を標準財政規模で除した数値を伺う。(実質的な赤字を分子とするべく、実質収支不足分は「法定外繰入をもって充てた」ものとする)
	2. 歳出面からの比較、分析
	(1) 保険給付費
	歳出の根幹を占め、近年医療技術の発展などに伴い、年々増大が顕著な医療費を当市と東久留米市との比較で検証する。
	① 被保険者一人当たりの保険給付費を、平成15、20、25、27年度について、東久留米市を1とした場合の東村山市の保険給付額を指数で示していただきたい。
	② 平成22年国勢調査における、両市の65歳以上高齢化率を伺う。
	③ 平成22年国勢調査における、両市の男女別平均寿命を伺う。
	④ 一人当たりの医療費と、平均寿命、また健康寿命の相関について見解を伺う。
	(2) データヘルス計画による分析結果
	① 当市の1人あたり保険給付費が他市と比較し大きい理由は何か。
	② 現在までの分析結果に基づき、歳出面の財政健全化策をどう考えているか。

議席番号 20番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
	<p>3. 国保事業の広域化と今後の財政健全化にどう取り組むか</p>
	<p>ここ数年、繰越金、基金の入出、法定外繰入金を除く、国保会計のいわば実質単年度収支の推移を見ると、年々赤字幅が拡大している。それは翌年度の繰上充用金や法定外繰入金でなんとか凌いでいるが、2期連続赤字決算に至った財務体質は深刻な状況である。歳入・歳出両面からの効果的な対策を打つべく、以下同う。</p>
	<p>① 行革第三次実行プログラムで、法定外繰入限度を標準財政規模の5%以下としたことは妥当か。経営政策部長に第二次からの目標の変更の妥当性について見解を伺う。</p>
	<p>② 今回の国保税改定による増収が収支改善に与える効果について見通しを伺う。</p>
	<p>③ 30年度に予定される事業広域化以後の国保事業についてどう展望しているのか。</p>
	<p>④ 東久留米市の国保財政健全化への取組みを踏まえて、以下の視点から市長の所感を伺いたい。</p>
	<p>受益者負担はどうあるべきか、法定外繰入はどうあるべきか、歳出の抑制のために行政として何をなすべきであり、市民にどのような理解と協力を期待しているか。</p>

議席番号 20番

質問者 伊藤 真一

番号	質問の項目と要旨
II	<p>庁舎包括施設管理業務委託の導入について</p> <p>千葉県流山市は平成25年に、デザインビルド型包括施設管理業務委託を導入し、保守管理事務の大幅な低減、コストダウンに効果を挙げています。当市でも第四次行革大綱、後期基本計画に「包括管理委託導入の検討」を掲げ、平成29年度の実施を目標としています。</p> <p>公共施設総合管理計画によると東村山市には208施設があります。これらの保守管理には、業者契約を一元化することで、職員の事務負担の大幅削減に効果が期待できます。すべてを市一本にまとめることがむずかしいならば、学校や公民館など同種の施設が複数あるものから着手し、早期に行革効果をあげるべきです。今回は5館ある公民館を事例として、具体的な手法と効果を考えます。</p>
	<p>1. 包括管理委託の必要性について</p> <p>(1) 現状認識</p> <p>① 公民館では現在、具体的にどのような管理業務を委託対象としているか。</p> <p>② それらの契約事務や運用については、分館ごとに行っているのか。</p> <p>(2) 行革大綱に掲げる「包括管理委託」</p> <p>① 包括管理委託を、行革の具体的施策とする狙いは何か伺う。</p> <p>② 流山市以外にも、箕面市や廿日市市、鎌倉市なども実行に移しているが、先進市の動向をどのように認識、評価しているか。</p> <p>2. 包括管理契約導入へ向けて</p> <p>① 時期、手法や対象施設規模について見解を伺う。</p> <p>② 学校や公民館は重複する契約が多く、導入効果が大きいと考えるがいかがか。</p> <p>③ 今後の導入の進め方について、市長のお考えを伺いたい。</p>